

## 利水ダム治水機能施設整備費補助交付要綱

### (通則)

第1条 利水ダム治水機能施設整備費補助（以下「補助金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。第11条第2項第2号、第14条第1項において「補助金適化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号）その他の法令及び関連通知によるほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、利水ダム設置者（利水ダムの設置後に、河川法（昭和39年法律第167号）第33条第1項又は第2項の規定により、同法第26条第1項の許可に基づく地位を承継した者がある場合にあっては、現在の当該一般承継人又は譲受人をいう。以下同じ。）が、事前放流を行うために必要となる放流施設の整備等を行う場合に、国が当該整備に要する経費の一部を補助することにより、ダム下流河川の洪水量の低減を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### 一 利水ダム治水機能施設整備費補助

前条に定める目的を達成するための事業であって、次号に定める事業の実施に要する費用に充てるため、この要綱に定めるところに従い国が交付する補助金をいう。

#### 二 補助事業

第7条に定める条件を満たすものであって、補助金の交付を受けて放流施設の整備等を行う事業（法律又は予算制度に基づき別途国の負担又は補助を得て実施するものを除く。）をいう。

#### 三 補助事業者

補助事業者とは、補助金の交付を受けて補助事業を実施する利水ダム設置者をいう。

#### 四 利水ダム

河川の流水を貯留し、又は取水するため河川法第26条第1項の許可を受けて設置されたダムで、基礎地盤から堤頂までの高さが15メートル以上のものをいう。ただし、河川管理施設と河川管理施設以外の施設又は工作物とが相互に効用を兼ねる兼用工作物は除く。

#### 五 事前放流

流域において著しい洪水による災害の被害が発生し、又はそのおそれがある状況下において、災害の発生防止及び被害の軽減を図るため、事前に貯水位を低下させ、利水容量の一部を洪水調節の目的に一時的に利用することをいう。

(補助対象)

第4条 補助金の交付対象は、利水ダム治水機能施設整備費補助募集要領（第7条及び第8条第2項において「募集要領」という。）で事業採択された事業に係る利水ダム設置者とする。

(補助対象費目)

第5条 補助対象となる費目は、放流施設の整備等のための本工事費並びに測量設計費、用地費及補償費とし、その細目については別添のとおりとする。

(単年度補助限度額)

第6条 補助事業に対する毎年度の補助金の交付限度額は、別表第1に掲げる予算の範囲内で補助事業にかかる経費の1/2以内とする。

(交付対象条件)

第7条 交付対象となる補助事業は、募集要領で事業採択されたものであって、次の各号のすべてに該当するものとし、河川管理者と利水ダム設置者が協議を行い、双方が当該各号の要件該当性について確認したものとする。

- 一 一級河川又は二級河川の利水ダムであって、利水ダム設置者が放流施設の整備等を行うことで、下流の河川に対し、一定の洪水低減効果が発揮されること。
- 二 当該利水ダムにおいて、事前放流を操作規程等へ位置付けることにより確実に実施されること。
- 三 河川管理者や関係市町村その他の関係機関と連携し、当該利水ダムに関する放流状況等に関する情報連絡体制が構築されること。

(交付申請)

第8条 補助金の交付の申請をしようとする者は、別添様式1による補助金交付申請書及び添附書類を国土交通大臣に提出するものとする。

- 2 補助事業者は、交付決定後の事情の変更により特別の必要を生じた場合において、交付決定額の変更が必要なときは、募集要領に準じた河川管理者の審査を受けるものとする。
- 3 前項の審査及び前条の要件を充足するものについては、補助事業者は別添様式2による変更交付申請書及び添附書類を国土交通大臣に提出することにより、国土交通大臣は、予算の範囲内で、交付決定の内容又はこれに附した条件を変更することができる。

(放流施設の整備等による副次的効果)

第9条 利水ダム設置者は、事業の実施にあたり、利水ダム下流の河川環境の保全等副次的な効果が見込まれるよう努めなければならない。

(補助金交付の決定等)

第10条 国土交通大臣は、第8条第1項の規定による補助金交付申請書等の提出があったとき

は、当該申請に係る書類の審査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

2 前項の規定は、第8条第3項の場合に準用する。

(変更の承認)

第11条 補助事業者は、第一号又は第二号に該当する行為をしようとするときは別添様式3により、第三号に該当する行為をしようとするときは別添様式2により、あらかじめ、国土交通大臣に申請してその承認を受けなければならない。

- 一 補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をしようとするとき。
- 二 補助事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をしようとするとき。
- 三 補助事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 前項第1号の軽微な変更とは、次に掲げるもの以外の変更で補助金の額に変更を生じないものとする。

- 一 工事施行箇所の変更で、工事の重要な部分に関するもの
- 二 構造及び工法の変更のうち工事の重要な部分に関するもの並びに規模の変更で、補助金適法第6条の補助金等の交付の決定の基礎となった設計(変更設計を含む。)に基づく工事の程度を著しく変更するもの
- 三 工種別の金額の3割(当該工種別の金額の3割に相当する金額が9百万円以下であるときは、9百万円)を超える変更又は3千万円を超えるもの

3 第1項第2号の軽微な変更とは、費目間の経費の流用で、流用先の経費の3割(当該流用先の経費の3割に相当する金額が3百万円以下であるときは3百万円)以内の変更となるものをいう。

(完了予定期日の変更)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合において、補助事業の完了予定期日を変更しようとするときは、別添様式4の完了予定期日変更報告書を作成の上、国土交通大臣あて報告しなければならない。

(状況の報告)

第13条 国土交通大臣は必要があると認められるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況に関する報告を求めることができる。

- 2 補助事業者は、補助事業の遂行状況に関する報告を求められた場合には、別添様式5により報告を行うものとする。
- 3 国土交通大臣は、補助事業により整備した放流施設等を使用した事前放流による洪水低減の効果を確認する必要があると認めたときは、補助事業者に対し、当該放流施設の事前放流量等の状況に関する報告を求めることができる。

(交付決定の取消等)

- 第 14 条 国土交通大臣は、補助事業者が、補助金適化法第 17 条第 1 項（同条第 3 項の場合を含む。）に該当するに至ったときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。
- 3 補助事業者は、前項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その補助金の受領の日から納付の日までに応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を国に納付しなければならない。
- 4 第 16 条第 3 項の規定は、補助事業者が返還を命じられた補助金を納期日までに納付しなかったときに準用する。

(実績の報告)

- 第 15 条 補助事業者は、補助事業が完了した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、当該承認通知書を受領した日）から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付を受けた年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い期日までに補助事業の実績を別添様式 6 により国土交通大臣に報告しなければならない。
- 2 前項の報告には、残存物件調書、発生物件調書を添付しなければならない。この場合において、翌年度事業に再使用をする場合には残存物件継続使用承認申請書（様式 7）を併せて提出するものとする。
- 3 補助事業が翌年度にわたるときは、交付決定に係る国の会計年度の翌年度 4 月 30 日までに別添様式 8 による事業年度終了実績報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第 16 条 国土交通大臣は、前条第 1 項の実績報告を受領したときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、補助事業者に通知するものとする。
- 2 国土交通大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95%の割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

(補助金の概算払)

- 第 17 条 国土交通大臣は、必要があると認められるときは、補助事業者の請求によって、補助金の全部又は一部について概算払することができる。ただし、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条による協議が整っていない場合はこの限りでない。

2 前項の補助事業者の請求が、前金払に充てるためのものである場合において、補助事業者は、補助事業に係る請負者に対して、前払金の保証を付すことを請求するものとし、前項の請求の際に当該保証証券の写しを添附するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第 18 条 補助事業者は、補助金の交付を受ける権利を譲渡し、又は担保に供することはできない。

2 補助事業者は、本補助事業から生ずる義務を第三者に引き受けさせることができない。

(取得財産の管理等)

第 19 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図るようにしなければならない。

(取得財産の処分の制限)

第 20 条 補助事業者は、取得財産等を国土交通大臣の承認を受けることなく、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

(補助金の経理)

第 21 条 補助事業者は、補助事業の経理について、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する国の会計年度終了後 5 年間保存しなければならない。

(検査等)

第 22 条 本補助事業は会計検査院による検査対象であるので、補助事業者は補助金の適正な執行及び補助事業に関する書類（経理処理関係書類を含む。）の整理・保存に十分留意しなければならない。

2 本補助事業に関する国が取得、作成する文書については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）の定めるところにより、公開されることがある。

(附則)

この要綱は、令和 2 年 1 0 月 1 3 日から施行する。

別表第 1

予 算 科 目	補 助 率
(項) 河川整備事業費 (項) 北海道開発整備事業費 (目) 治水ダム等建設事業費補助 (目細) 治水ダム等建設事業費補助 (目細) 治水ダム等建設事業実施計画調査費補助	全国一級・二級河川二分の一以内

別添 予算費目の内容

費目	科目		説明
	節	区分	
本工事費			<p>事業の主体をなす施設の工事(工事に必要な準備工事を含む。)の施行に直接必要な、材料費(材料の運搬費及び保管料を含む。)及び土地の借料とする。ただし、請負施行の場合は、補助事業等土木請負工事工事費積算要領及び基準第3に定める直接工事費、間接工事費及び一般管理費等とする。</p> <p>なお、工事を施行するため必要な見張所、倉庫等(以下「見張所等」という。)の新築(購入を含む。)、改築、移転、修繕に要する費用及び借料並びに見張所等に係わる敷地の借料を含む。</p>
内訳	原材料費 需用費 役務費 使用料及び賃借料 工事請負費 委託料	工事材料費 燃料費 光熱費 消耗品費 通信運搬費 保管料	<p>本工事に直接必要な鋼材、セメント、砂利、木材等の諸資材費である。</p> <p>本工事に直接必要な石炭、木炭、燃料油、動力費、電気料、水道料、ガス料、消耗機材費等である。</p> <p>本工事に直接必要な諸資材の荷造費、運賃である。</p> <p>本工事に直接必要な諸資材の保管料である。</p> <p>本工事に直接必要な諸資材の材料置場用土地、建物等の使用料又は賃借料である。</p> <p>本工事の全部又は一部を請負で施行する場合の経費(工事に必要な電気、電話、水道、排水等の新設、増設、配線模様替工事費、引込線工事費及び電話架設費の負担金を含む。)である。</p> <p>本工事の全部又は一部を委託する場合の経費(事務費相当額がある場合はこれを含む。)である。</p>
測量設計費			工事を施行するために必要な調査、測量、試験等に要する費用とする。
内訳	委託料請負費		調査、測量(設計業務を含む。)、試験等を委託又は請負に付する場合の経費(事務費相当額がある場合はこれを含む。)である。
用地費及補償費			工事の施行に必要な土地等の買収費、借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用(補償金に代え直接施行する補償工事に要する費用を含む。)に要する費用とする。
内訳	公有財産購入費 補償・補填及び賠償金	補償金	<p>工事の施行に必要な土地等の購入費である。</p> <p>工事の施行によって損失を受ける者に対する補償費である。</p>

	原材料費 需用費 役務費 使用料及 び賃貸料 工事請負 費		補助事業者が補償金にかえて、直接施行する補償工事のための経費で、その内容は本工事費の例に準じる。
--	---	--	--



様式 1

番 号  
令和 年 月 日

国土交通大臣 氏 名 あて

申請者 名 称 印

令和〇〇年度〇〇補助事業補助金交付申請書

令和〇〇年度の下記事業に係る補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 5 条の規定により関係書類を添えて別紙の通り申請します。

記

○ ○ 事 業

(注) 添付資料

- ○ 事 業 調 書・・・・・・・・様式 1 の 1
  - 交 付 申 請 額 調 書・・・・・・・・様式 1 の 2
  - 〇〇ダム事業費総括表・・・・・・・・様式 1 の 3
  - 〇〇ダム工事計画概要図・・・・・・・・様式 1 の 4
- 第 7 条の交付対象条件を充足する書面

様式1の1

〇 〇 事 業 調 書

(単位：千円)

事業の名称		経費の 使用方法	完了予定年月日	交付決定額及び算出方法				備 考
事業名	箇所名			事業費	補 助 基本額	補助率	交 付 決定額	
河川整備事業費 治水ダム等建設 事業費補助	〇〇川		R〇年〇月〇日					

(記載要領)

1. 経費の使用方法的欄は、直営又は請負とその施工方法を記載すること。

様式1の2

交 付 申 請 額 調 書

(単位：千円)

事業の名称		内 定 通知額	支出負担行為 計画示達額	交 付 申 請 額			予算措置額	備 考
事業名	箇所名			前回迄	今 回	計		
治水ダ ム等建 設事業 費補助	〇〇川		[            ]					

(記載要領)

- 1 内定通知額の欄には、上段 [    ] 書きで事業費（補助基本額）を記載すること。
- 2 支出負担行為計画示達額の欄は、示達表の区分によること。

〇〇ダム事業費総括表

(単位：千円)

費目	総事業費	令和〇年度 金額	令和〇年度 までの金額	令和〇年度 以降金額	令和〇年度 金額	令和〇年度 実施内容
事業費						
工事費						
本工事費						
ダム費						
仮設備費						
管理設備費						
工事用動力費						
測量設計費						
用地費及び補償費						

様式1の4

〇〇ダム工事計画概要図

様式2

番 号  
令和 年 月 日

国土交通大臣 氏 名 あて

申請者 名 称 印

令和〇〇年度〇〇補助事業補助金交付決定額の変更申請書

令和 年 月 日付 第 号をもって補助金の交付決定を受けた令和〇〇年度  
の下記事業について交付決定額の変更を受けたいので、関係書類を添えて別紙の通り申請します。

記

○ ○ 事 業

(注) 添付資料

- ○ 事 業 調 書・・・・・・・・様式2の1
  - 交 付 申 請 額 調 書・・・・・・・・様式2の2
  - 〇〇ダム事業費総括表・・・・・・・・様式2の3
  - 〇〇ダム工事計画概要図・・・・・・・・様式2の4
- 第7条の交付対象条件を充足する書面

様式2の1

〇 〇 事 業 調 査 書

(単位：千円)

事業の名称		経費の 使用方法	完了予定年月日	交付決定額及び算出方法				備 考
事業名	箇所名			事業費	補 助 基本額	補助率	交 付 決定額	
河川整備事業費 治水ダム等建設 事業費補助	〇〇水 系〇〇 川		R〇年〇月〇日	[     ] [     ]	[     ] [     ]		[     ] [     ]	

(記載要領)

- 1 経費の使用方法的欄は、直営又は請負とその施工方法を記載すること。
- 2 交付決定額及び算出方法的欄には、変更前を上段[ ]書とし、変更後を下段本書とすることとするが、変更のない箇所についてはその他の河川として一括計上してもよい。

様式2の2

交 付 申 請 額 調 書

(単位：千円)

事業の名称		内 定 通知額	支出負担行為 計画示達額	交 付 申 請 額			予算措置額	備 考
事業名	箇所名			前回迄	今 回	計		
治水ダ ム等建 設事業 費補助	〇〇川		[            ]					

(記載要領)

- 1 内定通知額の欄には、上段 [    ] 書きで事業費（補助基本額）を記載すること。
- 2 支出負担行為計画示達額の欄は、示達表の区分によること。



様式2の3

〇〇ダム事業費総括表

(単位：千円)

費目	総事業費	令和〇年度 金額	令和〇年度 までの金額	令和〇年度 以降金額	令和〇年度 金額	令和〇年度 実施内容
事業費						
工事費						
本工事費						
ダム費						
仮設備費						
管理設備費						
工事用動力費						
測量設計費						
用地費及び補償費						

様式2の4

〇〇ダム工事計画概要図

様式3

番 号  
令和 年 月 日

国土交通大臣 氏 名 あて

申請者 名 称 印

令和〇〇年度 〇〇事業補助金交付決定額の経費の配分及び内容の変更申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定を受けた令和〇〇年度  
〇〇事業について、交付決定の経費の配分及び内容の変更の承認を受けたいので、関係書類を添  
えて別紙のとおり申請します。

(注) 添付資料

〇〇ダム事業費総括表（様式3の1）

補助金交付採択申請書に添付した補助対象事業費の算出根拠資料の経費の配分、内容を変  
更した箇所が明示された資料

変更箇所が明示された工事計画概要図

〇〇ダム事業費総括表

(単位：千円)

費目	総事業費	令和〇年度 金額	令和〇年度 までの金額	令和〇年度 以降金額	令和〇年度 金額	令和〇年度 実施内容
事業費						
工事費						
本工事費						
ダム費						
仮設備費						
管理設備費						
工事用動力費						
測量設計費						
用地費及び補償費						
摘要	今回変更事項： 変更の主たる理由：					

※変更にかかるものにあつては、変更前を上段（）書とし、変更後を下段書とすること。

様式4

番 号  
令和 年 月 日

国土交通大臣 氏 名 あて

申請者 名 称 印

令和〇〇年度補助事業の完了予定期日変更報告書

令和 年 月 日付 第 号をもって、補助金の交付決定を受けた〇〇事業について、完了予定期日を変更したいので、下記のとおり報告します。

記

番号	事業の名称		交付決定額		完了予定期日		予算の繰越		変更理由
	事業名	箇所名	番号 年月日	補助金額	変更前	変更後	種別	繰越額	

予算の繰越の欄のうち種別は、明許繰越、事故繰越の別を記入し、予算の繰越を伴わない場合は、記入を要しない。

様式5

番 号  
令和 年 月 日

国土交通大臣 氏 名 あて

申請者 名 称 印

令和〇〇年度 〇〇事業の状況報告

令和 年度 月 日から 月 日までの期間における〇〇事業の遂行状況について、下記のとおり報告します。

記

(単位：円)

ダム名	事業名	事業費 (A)	着手期日及び完了(予定)期日	支出額		出来高		摘要
				金額 (B)	支出率 (B/A)	金額 (C)	進捗率 (C/A)	
					%		%	

国土交通大臣 殿

補助事業者 印

令和〇〇年度〇〇事業完了実績報告書

令和 年 月 日付け第 号をもって補助金の交付決定通知を受けた標記事業が完了したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条前段の規定により、関係書類を添え、下記の通り報告します。

記

(単位：円)

補助事業の名称	補助率	交付決定の内容			完了事業の精算内容			国庫補助金の精算内訳				国庫に返納を要する額 (C+D)=E	補助事業の実期間	補助事業の成果	備考	
		事業費	国庫補助基本額	国庫補助額	事業費	国庫補助基本額	国庫補助額	国庫補助金受入額	受入超過額 (B-A)=C	残存物件						
										残存価額	国庫に納付する額					
						A	B	D								

(注) 1 「補助事業の名称」は、国の予算科目の「目の細分」又は「目の細々分」による事業名を記載し、交付決定の単位が水系、河川ごとである事業については、事業名のほかに、当該単位ごとの名称を ( ) 書きで記載する。

- 2 「交付決定の内容」中「事業費」の欄は交付決定の基礎となった事業費の額を、「国庫補助基本額」の欄は事業費から補助の対象とならない額を控除した額を、「国庫補助額」の欄は補助金の交付決定額を記載する。
- 3 「完了事業の精算内容」の各欄は、「交付決定の内容」の各欄の例により完了事業の実績による精算額を記載する。なお、雑収入がある場合は、「事業費」の欄に雑収入を控除した額を上段（）書きし、発生物件に係る収納金又は評価額がある場合は、「国庫補助基本額」の欄に当該物件の発生した事業の国庫補助基本額からこれらの額を控除した額を記載し、備考欄に（発）としてその額を記載する。
- 4 「補助事業の実施期間」は、当該事業の着手年月日及び完了年月日を記載する。
- 5 「補助事業の成果」は、当該事業の施工箇所、延長及び主要工種の施工数量等を簡明に記載する。

#### 添付資料

- 事業費精算総括表・・・・・・・・様式6の1
- 補助金等受入調書・・・・・・・・様式6の2
- 雑収入調書・・・・・・・・様式6の3
- 残存物件調書・・・・・・・・様式6の4
- 残材料調書・・・・・・・・様式6の5
- 発生物件調書・・・・・・・・様式6の6



事業費精算総括表

(単位：円)

費 目	金 額	備 考
事業費 工事費 ダム費 管理施設費 仮設備費 工事用動力費 測量設計費 用地費及補償費		
事業費負担区分 補助対象事業費 うち国費 うち事業者負担 その他		

(注) 精算額と補助金の交付決定の基礎となった設計額とが相違する場合は、設計額を上段 ( ) 書きとする。

様式6の2

補助金等受入調書

1. 交付決定通知額	円
2. 精 算 額	円
3. 受 入 額	円
4. 差引受入超過額	円

様式6の3

雑収入調書

事 項	収入年月日	収入金 (円)	備 考

(注) 1 使用料、貸付料、返納金及び手数料並びに不用品一括売却代金でその額が1,000円以上のもの、その他補助事業で取得した物件等から生じた収益の額を記載する。

2 供用物件等から生じた収益については、適宜、配分内訳を明確にする。

様式6の4

残 存 物 件 調 書

事業年度	取得事業名 (項)(目) (事業種別)	補助率	品名	取得価額	取得年月日	評価時期	耐用年数	経過期間	残存率	継続使用分		精算分	
									〔残存〕 年月数	当該年度 保管 事務所	翌年度 保管 事務所	残 存 価 額	返納額

- (注) 1 本表には残存価格の有無にかかわらず、使用実績のあった物件で耐用年数2年以上のものうち取得価額50万円以上又は残存価額が10万円以上のものを記載する。ただし、精算返納分及び当該補助事業以外の同種の事業に転用する分については金額の如何にかかわらず全て記載する。
- 2 本表は、事業年度毎に小計を出し、最下段に合計を記載する。その際の計は継続使用分欄の件数の計と精算返納分の金額の計を記載する。
- 3 経過期間欄は、「補助事業等における残存物件の取扱について」(昭和三十四年三月十二日付建設省発会第七十四号。以下「事務次官通達」という。)の4、備品の使用期間の計算方法により記載する。
- 4 残存価額欄は精算のうえ国庫に返納するものについて計上し、算定の基礎となる残存率は「事務次官通達」の別表第1に定める残存価額率表により記載する。ただし、継続使用のものは残存年月数を記載する。

様式6の5

残 材 料 調 書

取得 事業 年度	取得事業名 (項)(目) (事業種別)	補助率	品 名	形状寸法	数量	取得単価	金額	備考

(注) 本表には、翌年度事業に使用するもの、又は国に納付するものの如何にかかわらず  
 全て記載し、翌年度事業に使用するものについては、備考欄に使用箇所及び保管場所  
 等を記載する。

様式6の6

発 生 物 件 調 書

品目	事業名及び 箇所	形状 寸法	数量	単価	売却又は 評価額	処分または 鑑定費用	差引額	備考
					(A)	(B)	(A-B)	

(注) 本表には、売却、再使用にかかわらず発生物件の全てについて記載し、再使用の場合は備考欄に使用箇所及び保管場所等を詳細に記載する。

様式7

番 号  
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

補助事業者 印

残存物件継続使用承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号により国庫補助金の交付の決定を受けた別紙補助事業残存物件を令和 年度同種の補助事業に継続使用したいので、承認を得たく申請する。

(添付書類)

残存物件調書・・・・・・・・・・様式7の1

残材料調書・・・・・・・・・・様式7の2

様式7の1

残 存 物 件 調 書

事業年度	取得事業名 (項)(目) (事業種別)	補助率	品名	取得価額	取得年月日	評価時期	耐用年数	経過期間	残存率	継続使用分		精算分	
									〔残存〕 年月数	当該年度保管 事務所	翌年度保管 事務所	残 存 価 額	返納額

- (注) 1 本表には残存価格の有無にかかわらず、使用実績のあった物件で耐用年数2年以上のものうち取得価額50万円以上又は残存価額が10万円以上のものを記載する。ただし、精算返納分及び当該補助事業以外の同種の事業に転用する分については金額の如何にかかわらず全て記載する。
- 2 本表は、事業年度毎に小計を出し、最下段に合計を記載する。その際の計は継続使用分欄の件数の計と精算返納分の金額の計を記載する。
- 3 経過期間欄は、「補助事業等における残存物件の取扱について」(昭和三十四年三月十二日付建設省発会第七十四号。以下「事務次官通達」という。)の4、備品の使用期間の計算方法により記載する。
- 4 残存価額欄は精算のうえ国庫に返納するものについて計上し、算定の基礎となる残存率は「事務次官通達」の別表第1に定める残存価額率表により記載する。ただし、継続使用のものは残存年月数を記載する。



様式7の2

残 材 料 調 書

取得 事業 年度	取得事業名 (項)(目) (事業種別)	補助率	品 名	形状寸法	数量	取得単価	金額	備考

(注) 本表には、翌年度事業に使用するもの、又は国に納付するものの如何にかかわらず  
 全て記載し、翌年度事業に使用するものについては、備考欄に使用箇所及び保管場所  
 等を記載する。

国土交通大臣 殿

補助事業者 印

令和〇〇年度〇〇事業年度終了実績報告書

令和 年 月 日付け第 号をもって補助金の交付決定通知を受けた標記事業の令和 年度における実績について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 14 条後段の規定により、関係書類を添え、下記の通り報告します。

記

(単位：円)

事業種別等	交付決定の内容				年度内遂行実績				翌年度繰越分			実施期間		備考		
	事業費 A	国庫補助基本額	国庫補助額	補助率	事業費				工事の進捗率	国庫補助金受入額	事業費 C	国庫補助額	C/A		着手年月日	完了予定年月日
					支払済額	支払義務費	計 B	B/A								

(注) 1 「事業種別等」は、事業名のほか水系、河川に細分して記載する。

2 「年度内遂行実績」の事業費支払済額は、3月31日までの支払済額を計上し、支払義務額は、出納整理期間（4月30日まで（休日のときは、その直前の休日でない日））における支払義務額を計上する。

3 「翌年度繰越分」は、確定した承認額を記載する。

(添付書類)

補助金等受入調書・・・・・・・・・・様式8の1

年度別精算調書・・・・・・・・・・様式8の2

様式8の1

補助金等受入調書

1. 交付決定通知額	円
2. 精 算 額	円
3. 受 入 額	円
4. 差引受入超過額	円

様式8の2

年度別精算調書

(単位:円)

年度						合計	備考
区分							
① 承認共同施設費							
内訳	公共事業費						
	事業負担分 ( )						
	事業負担分 ( )						
② 実施額							
内訳	公共事業費						
	事業負担分 ( )						
	事業負担分 ( )						
③ 控除額							
内訳	補助対象外額						
	残存物件残材評価処分額						
	発生物件評価処分額						
雑収入額							
④ ③の費用の割り振り							
内訳	公共事業費						
	事業負担分 ( )						
	事業負担分 ( )						
⑤ 共同施設費精算額②-④							
内訳	公共事業費						
	事業負担分 ( )						
	事業負担分 ( )						
⑥	イ 交付決定補助金額						
	ロ 補助金受入額						
	ハ 補助金精算額						
	ニ 国庫還付金額(ロ-ハ)						
	補助率						
⑦ 残存物件同種事業転用分							
区分	公共分 ( )						
	電気等分 ( )						

(注)1 年度別は、補助事業として着工された年度から記載する。

2 補助対象外額とは、補助の目的とならない経費(例、電話債券、承認外の経費等)の額をいう。

3 控除額及び補助金精算額には、必要により、精算内訳書を添附する。